

第14章 上下水道局

1. 水道
2. 公共下水道

1. 水 道

(1) 水道事業の沿革

本市水道事業の創設は、地下水を水源として昭和40年3月26日に認可を受け、昭和40年度から昭和42年度まで3か年継続事業として整備を実施し、昭和42年4月1日から中央浄水場の一部完成に伴い供用を開始しました。

その後、人口急増に合わせ昭和42年度から第1次拡張事業を、昭和46年度から第2次拡張事業を推進し、八千代台、勝田台、米本、高津の各浄水場を整備してきました。

第1次拡張事業では、千葉県住宅供給公社が昭和31年から経営してきた八千代台地区上水道を統合すると共に、勝田台団地内に浄水場を新設しました。また、第2次拡張事業では、昭和45年度に設置した米本地区上水道を統合するとともに、高津団地内に浄水場を新設し、計画給水人口を100,000人、一日最大給水量を40,000立方メートルとしました。

拡張事業では、千葉県による地下水の採取規制の検討がされ、将来の水需要の増加を考慮した安定給水対策が急務となり、北千葉広域水道企業団による用水供給事業が発足しました。

この企業団の発足に伴い、昭和48年度から第3次拡張事業に着手し、睦浄水場、村上給水場、萱田給水場を整備しました。その後、東葉高速鉄道が開通したことにより人口の増加が予想されたことから、平成9年3月31日に第3次拡張事業の変更認可を得て、目標年次を平成19年度と定め、給水人口205,100人、一日最大給水量81,800立方メートルとする第3次拡張変更事業に着手しました。

しかし、近年における給水量の鈍化や、北千葉広域水道企業団との受水に関する覚書の変更等に伴い、平成16年度に給水計画の見直し、平成17年に給水計画及び目標年次を平成26年度と定め、給水人口199,800人、一日最大給水量72,800立方メートルとする認可変更を行いました。また、平成23年度には取水地点変更の認可取得を行い、一日最大給水量を68,900立方メートルに変更しました。

第3次拡張変更事業の主な内容としては、水道事業経営の効率化を図るため、中央浄水場の統廃合を目的に、萱田給水場にろ過装置を築造し、平成18年度から萱田浄水場として運用しています。

また、老朽化した各浄・給水場の改良を計画的に行うこととして、勝田台浄水場施設改良工事を2か年継続事業で行い、平成20年度に完了、更に西八千代北部地区への給水区域の拡大等を図るため、睦浄水場施設改良工事を3か年継続事業で行い、平成23年度に完了しました。

本市の水道普及率は99%を超えており、拡張から改良の時代へと移ってきています。現在、配水管改良事業も進めており、石綿セメント管更新事業では、安定給水を図るため、残存している石綿セメント管を耐震性等に優れたダクタイル鋳鉄管への布設替えを実施しています。

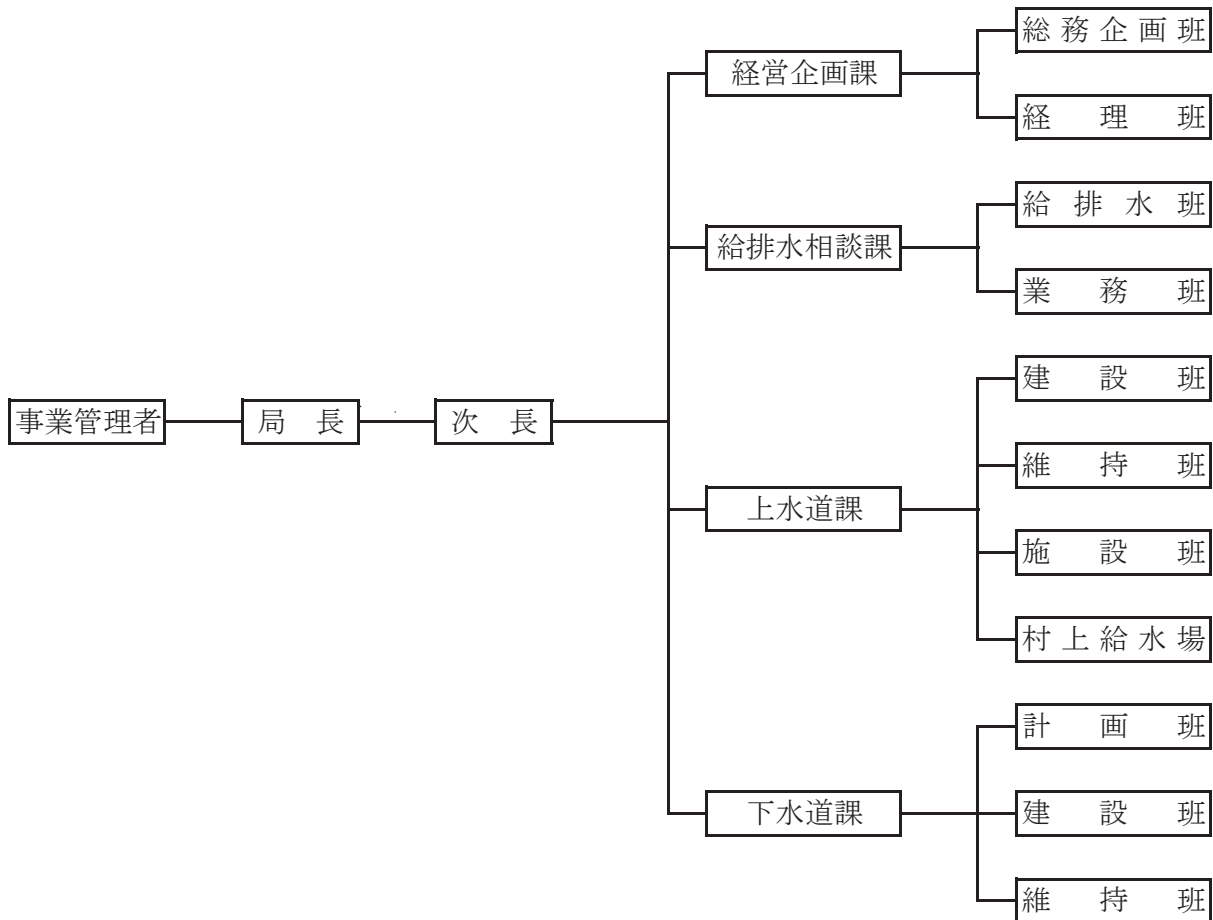
その他、睦浄水場と村上給水場を結ぶ、睦系村上給水場線送水管の宮内水管橋の老朽化及び耐震診断の結果を踏まえ、災害時の安定供給を保つため、平成22年度から3か年継続事業として水管橋の架け替え工事を実施しました。また、平成25年1月に災害時における初期応急飲料の給水源として、緊急用貯水槽（容量：100立方メートル）を勝田台中央公園整備地内及び西八千代調理場敷地内に設置しました。

なお、平成24年度から今後15年間の事業実施の基本方針となる「八千代市水道事業第2次長期基本計画」がスタートし、米本浄水場施設改良工事を2か年継続事業で行い、平成27年度に完了しました。

(2) 拡張事業の概要

事業名	創設	第1次拡張	米本地区	第2次拡張	第3次拡張	第3次拡張変更	第3次拡張変更	第3次拡張変更
認可年月日	昭和 40. 3. 26	昭和 42. 3. 31	昭和 45. 8. 31	昭和 46. 3. 31	昭和 48. 3. 31	平成 9. 3. 31	平成 17. 4. 1	平成 23. 4. 22
着工年月	昭和 40. 12	昭和 42. 4	昭和 45. 9	昭和 46. 4	昭和 48. 4	平成 10. 4	平成 17. 4. 1	平成 23. 4. 1
竣工年月	昭和 42. 12	昭和 46. 3	昭和 46. 3	昭和 50. 3	平成 10. 3	—	—	平成 27. 3
目標年次	—	—	—	—	—	平成 19年度	平成 26年度	平成 26年度
給水人口 (人)	20,000	60,000	17,000	100,000	162,000	205,100	199,800	199,800
一人一日最大 給水量 (ℓ)	250	250	350	400	500	399	364	361
一日最大 給水量 (m ³)	5,000	15,000	6,000	40,000	81,000	81,800	72,800	68,900

(3) 組織 (平成28年4月1日現在)



(4) 水道事業の状況

① 給水普及状況

区分 年度	行政区域内人口 A (人)	給水人口 B (人)	普及率 B/A (%)
25	193,332	191,552	99.1
26	194,438	192,698	99.1
27	195,371	193,648	99.1

② 給水の状況

区分 年度	25	26	27
年間給水量	18,853,023 m ³	18,661,778 m ³	18,847,922 m ³
年間有収水量	18,335,745 m ³	18,084,975 m ³	18,270,069 m ³
有収率	97.3 %	96.9 %	96.9 %
一日最大給水量	57,833 m ³	56,028 m ³	56,827 m ³
一日平均給水量	51,652 m ³	51,128 m ³	51,497 m ³
一人一日最大給水量	302 ℓ	291 ℓ	293 ℓ
一人一日平均給水量	273 ℓ	265 ℓ	266 ℓ

③ 受水量の状況

区分 年度	25	26	27
年間総給水量	18,853,023 m ³	18,661,778 m ³	18,847,922 m ³
年間受水量	8,739,267 m ³	9,171,911 m ³	8,836,598 m ³
年間取水量	10,389,342 m ³	9,861,141 m ³	10,382,985 m ³
受水量・取水量合計	19,128,609 m ³	19,033,052 m ³	19,219,583 m ³
契約受水量(一日最大)	28,900 m ³	28,900 m ³	28,900 m ³

④ 用途別件数、使用水量及び水道料金

区分		年度			
		25	26	27	
給 水 件 数	家 庭 用		78,680 件	79,988 件	81,355 件
	内 訳	一 般	78,599 件	79,906 件	81,273 件
		集 合 住 宅	81 件	82 件	82 件
	営 業 用		1,333 件	1,328 件	1,341 件
	学校・幼稚園等		95 件	81 件	92 件
	工 場 用		84 件	84 件	82 件
	そ の 他		3,458 件	3,510 件	3,560 件
	計		83,650 件	84,991 件	86,430 件
使 用 水 量	家 庭 用		15,829,109 m ³	15,638,102 m ³	15,807,846 m ³
	内 訳	一 般	15,647,165 m ³	15,479,387 m ³	15,648,992 m ³
		集 合 住 宅	181,944 m ³	158,715 m ³	158,854 m ³
	営 業 用		749,538 m ³	771,893 m ³	777,019 m ³
	学校・幼稚園等		499,495 m ³	479,179 m ³	444,131 m ³
	工 場 用		446,711 m ³	418,743 m ³	444,564 m ³
	そ の 他		810,539 m ³	776,669 m ³	794,897 m ³
	計		18,335,392 m ³	18,084,586 m ³	18,268,457 m ³
水 道 料 金	家 庭 用		2,244,750,972 円	2,282,404,229 円	2,321,985,444 円
	内 訳	一 般	2,198,175,800 円	2,237,911,067 円	2,277,390,292 円
		集 合 住 宅	46,575,172 円	44,493,162 円	44,595,152 円
	営 業 用		213,283,441 円	229,011,263 円	232,836,120 円
	学校・幼稚園等		111,239,262 円	112,899,530 円	113,229,849 円
	工 場 用		163,923,370 円	157,534,004 円	167,827,369 円
	そ の 他		228,556,147 円	226,630,203 円	234,559,701 円
	計		2,961,753,192 円	3,008,479,229 円	3,070,438,483 円

⑤ 配水管等布設状況

区分		年度		
		25	26	27
配水管布設延長		655,536.30 m	664,473.80 m	667,839.40 m
導水管布設延長		21,558.00 m	21,558.00 m	21,558.00 m
計		677,094.30 m	686,031.80 m	689,397.40 m
消火栓設置数		2,100 基	2,121 基	2,128 基

(5) 水道料金等

① 水道料金

料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

(平成26年4月1日改定)

基本料金

メータの口径	基本料金(1月につき)	メータの口径	基本料金(1月につき)
13mm	490 円	75mm	33,800 円
20mm	1,370 円	100mm	68,600 円
25mm	2,320 円	150mm	185,000 円
30mm	3,600 円	200mm	383,000 円
40mm	7,400 円	250mm以上	管理者が別に定める金額
50mm	12,700 円		

専用給水装置の共同使用（会社、工場等及びこれらの職員住宅、飯場等を除く。以下同じ。）の場合にあっては、1世帯について490円とする。

従量料金

種別	用途	使用水量 (1月につき)	従量料金 (1月につき)
専用	一般用	1 m ³ から10 m ³ までの1 m ³ につき	40 円
		10 m ³ を超え20 m ³ までの1 m ³ につき	75 円
		20 m ³ を超え30 m ³ までの1 m ³ につき	145 円
		30 m ³ を超え50 m ³ までの1 m ³ につき	240 円
		50 m ³ を超え100 m ³ までの1 m ³ につき	290 円
		100 m ³ を超える1 m ³ につき	350 円
		共同使用の場合にあっては、各世帯の使用水量は等量とみなし、その使用水量に1 m ³ 未満の端数を生じたときは、この端数をいずれかの世帯の使用水量に加えるものとする。	
	行政財産用	使用水量1 m ³ につき	110 円
	浴場営業用	使用水量1 m ³ につき	40 円
共用		使用水量1 m ³ につき	40 円
工事及び臨時用		使用水量1 m ³ につき	350 円

② 給水申込納付金

(平成26年4月1日改定)

メータの口径	給水申込納付金	メータの口径	給水申込納付金
13mm	108,000 円	50mm	1,944,000 円
20mm	255,960 円	75mm	4,536,000 円
25mm	399,600 円	100mm	7,668,000 円
30mm	723,600 円	150mm以上	断面積を基礎として 管理者が定める額
40mm	1,296,000 円		

③ 手数料

(平成10年4月1日改定)

手数料の種別	内 容
設 計 審 査	1回につき 1,000円
給水装置工事検査	1回につき 1,000円
指定給水装置工事 事業者の指定	1件につき40,000円

(6) 浄・給水場

① 施設の概要

	所在地	敷地面積 (m ²)	供給開始年月	給水能力 m ³ /日	水 源	備 考
八千代台浄水場	八千代台西 7-2	4,982.09	昭和 42年4月1日 (買収により 統合)	9,480	地下水 一部受水 深井戸7井	
勝田台浄水場	勝田台3-2-1	3,188.74	昭和 44年11月1日	5,250	地下水 一部受水 深井戸3井	
米本浄水場	米本 1434-1,2	4,205.19	昭和 45年9月1日	5,000	地下水 一部受水 深井戸5井	

	所在地	敷地面積 (m ²)	供給開始年月	給水能力 m ³ /日	水源	備考
高津浄水場	高津832	2,225.00	昭和 47年4月1日	8,400	地下水 一部受水 深井戸9井	
村上給水場	村上1157-1	4,514.42	昭和 51年4月1日	15,700	受水	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 有人 ◦ 電話回線(簡易テレメータ)を通じ全浄水場を監視。 ◦ 遠方監視制御装置により睦浄水場を監視、制御。 ◦ 光ファイバー回線で6浄水場の監視。 ◦ カメラ画像を監視。
睦浄水場	島田台797-2	14,911.19	昭和 51年6月1日	34,420	一部地下水 受水 深井戸6井	◦ 太陽光発電システム 平成26年3月設置
萱田浄水場	ゆりのき台 7-11, 12	8,022.30	平成 6年4月1日	12,200	地下水 一部受水 深井戸3井	◦ 太陽光発電システム

② 給水量

浄水場名等	年度		
	25	26	27
八千代台浄水場	3,209,025 m ³	3,059,913 m ³	3,016,144 m ³
勝田台浄水場	1,155,053 m ³	1,124,758 m ³	1,117,314 m ³
米本浄水場	960,975 m ³	971,271 m ³	976,065 m ³
高津浄水場	3,464,760 m ³	3,516,055 m ³	3,561,743 m ³
村上給水場	3,908,601 m ³	3,811,270 m ³	3,822,663 m ³
睦浄水場	1,806,356 m ³	1,855,317 m ³	1,956,513 m ³
萱田浄水場	4,348,253 m ³	4,323,194 m ³	4,397,480 m ³
計	18,853,023 m ³	18,661,778 m ³	18,847,922 m ³

2. 公共下水道

(1) 下水道事業の沿革

本市の公共下水道は、昭和42年に千葉県が事業主体となり、印旛沼や周辺河川の水質汚濁防止や地域の生活環境の向上と沼の水質保全を図る目的で、印旛沼周辺の13市町の区域27,391haの生活排水や工場排水を集め、千葉市の花見川終末処理場と花見川第二終末処理場において処理し、東京湾に放流しています。

その後、昭和47年に下水道を印旛沼流域関連公共下水道事業として計画決定し、整備を進めております。

印旛沼流域下水道については、千葉県が事業主体となり、印旛沼や周辺河川の水質汚濁防止や地域の生活環境の向上と沼の水質保全を図る目的で、印旛沼周辺の13市町の区域27,391haの生活排水や工場排水を集め、千葉市の花見川終末処理場と花見川第二終末処理場において処理し、東京湾に放流しています。

公共下水道は、分流式を採用し、全体計画として市街化区域及び将来市街化が予想される区域として、八千代市の総面積56%にあたる2,860.5haについて、平成36年度の完成を目標に事業を進めております。

污水管渠整備事業は、市街地の生活環境の改善を目的として、主に市街化区域内の2,105.5haについて事業認可を受けて、現在整備を進めており、平成27年度末の整備状況は、1,895haが整備完了しております。現在は、西八千代北部特定土地区画整理事業地内及び吉橋地区の污水整備を進めており、平成27年度末の下水道普及率は91.9%となっております。

また、雨水管渠整備事業については、主に流末となる幹線の整備を進めており、花輪1号幹線、芦太雨水2号幹線、須久茂雨水1号幹線、八千代2号幹線などが完成し、平成27年度末の整備状況は、事業認可区域面積1,930.6haのうち、1,177haが整備済となっております。

なお、八千代1号幹線バイパスが平成13年3月に完成し、習志野自衛隊演習場脇の調整池などの補完施設整備も行ってまいりました。現在は、八千代1号幹線の浸水対策を進めるとともに、大和田新田地区、西八千代北部特定土地区画整理事業地内の雨水整備を進めております。

また、集中改革プランに地方公営企業の経営健全化として位置づけ、平成18年4月から上水道と下水道部門を組織統合し、上下水道局といたしました。平成20年4月から事業の健全性の確保及び経営の基盤強化を図るため、地方公営企業法の全部適用を行い企業会計に移行しました。

下水道事業の経営については、下水道施設の老朽化により維持管理費が大幅に増加している一方で、下水道使用料収入は水需要の変化などにより平成22年度をピークに減少傾向にあります。これにより、下水道使用料収入で汚水処理費を賄うことができず、平成23年度から赤字が続いています。赤字を解消させて経営の健全化を図り、下水道施設の長寿命化（老朽化対策）や耐震化（防災対策）を進めるため、平成27年7月1日から平均で5.27%の下水道使用料の改定を行いました。

(2) 公共下水道全体計画

計画面積 2,860.5ha
 計画人口 214,600人
 排除方法 分流式
 概算事業費 505億円

① 生活污水量 営業汚水量含む (全体計画)

処理分区	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	生活污水量 (m ³ /日)			備考
			日平均	日最大	時間最大	
江 東	536.0	46,690	14,240	18,910	28,480	
上 高 野	201.0	6,200	1,890	2,510	3,780	
島 田 台	45.0	1,040	320	420	640	
北 部	283.0	15,130	4,620	6,130	9,230	
萱 田	384.0	31,640	9,650	12,820	19,300	
萱 田 町	36.0	3,410	1,040	1,380	2,080	
八 千 代	755.0	75,960	23,170	30,760	46,340	
鷹 の 台	1.0	70	20	30	40	
石 神	189.5	17,440	5,320	7,060	10,640	
吉 橋	229.0	12,330	3,760	5,000	7,520	
津 金	113.0	2,330	710	940	1,420	
佐 山	88.0	2,360	720	960	1,440	
合 計	2,860.5	214,600	65,460	86,920	130,910	

② 印旛沼流域関連公共下水道事業普及計画表

種 別		平成27年度 (実績)	平成36年度 (全体計画)
流域関連公共下水道	整備面積 (ha)	1,895.21	2,860.5
	整備人口 (人)	179,509	214,600
	水洗化人口 (人)	177,860	214,600

(3) 公共下水道事業の経過

年 月	内 容
昭和 43. 10	勝田台公共下水道供用開始（処理区域 120ha、処理人口 16,500）下水道条例制定
43. 12	印旛沼流域下水道事業着手（事業主体 千葉県）
46. 12	公共下水道基本計画策定
47. 3	流域関連公共下水道都市計画決定（計画処理区域 1,788ha）
47. 7	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代処理分区 448ha、計画処理人口 32,700人）
48. 4	都市計画下水道受益者負担に関する条例制定 八千代市下水道運営審議会設置
48. 9	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代第1、八千代第2、江東）3処理分区719ha、計画処理人口89,400人
50. 1	流域関連公共下水道供用開始
50. 10	水洗便所改造資金貸付条例制定
50. 12	八千代処理分区の一部供用開始
53. 7	流域関連公共下水道都市計画決定（追加）（計画処理区域 1,845ha）
54. 12	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田）3処理分区1,355ha、計画処理人口135,180人
55. 8	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田）3処理分区1,402ha 計画処理人口142,580人（勝田台1,2,7丁目を流域関連公共下水道に編入）
58. 1	流域関連公共下水道都市計画決定の変更 八千代都市下水路を公共下水道雨水幹線、八千代1号幹線に決定 萱田南污水幹線を追加決定する。
61. 9	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台）5処理分区1,470ha 計画処理人口145,920人 （上高野地区67haを追加、八千代処理分区から鷹の台処理分区として分割）
62. 8	流域関連公共下水道都市計画決定の変更 幹線ルートの変更
62. 10	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山）7処理分区1,533ha、計画処理人口130,910人、江東処理分区18ha、佐山地区45haを追加、八千代処理分区から萱田町処理分区36haを分割
63. 3	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（追加）（計画処理区域 1,937ha）
63. 8	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部）9処理分区1,674ha、計画処理人口 147,640人（吉橋処理分区87ha、北部処理分区59haの追加、八千代処理分区から吉橋処理分区へ5haを分割）

年 月	内 容
平成 3. 2	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（北部ポンプ場位置及び幹線管渠ルート）
3. 7	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（北部ポンプ場位置変更及び幹線管渠ルート変更）、計画処理人口150,120人
5. 2	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（芦太排水路の計画決定並びに幹線ルート変更）
5. 2	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（北部処理分区45haの追加及び計画処理人口の追加並びに認可年度の延伸）計画処理人口 150,241人
7. 3	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（区域及び幹線管渠の変更）（計画処理区域 1,990ha）
7. 8	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（区域及び幹線管渠の変更）（計画処理区域 2,063ha）（勝田台3、4、5、6丁目を流域関連公共下水道に編入）
8. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 1,866ha、計画処理人口179,910人（江東処理分区 109ha、北部処理分区20ha、萱田処理分区 7ha、吉橋処理分区11haの追加）
9. 3	勝田台単独公共下水道区域（73ha）を流域下水道に接続替
13. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 1,866ha、計画処理人口179,910人の認可年度の延伸（H16. 3. 31まで）
14. 6	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 1,874ha、計画処理人口161,700人（萱田処理分区 3ha、上高野処理分区 3ha、吉橋処理分区 2haの追加）認可年度の延伸（H20. 3. 31まで）
16. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（米本排水区の幹線ルート変更）
17. 12	八千代都市計画下水道（八千代市第1号公共下水道）の変更
18. 3	流域関連公共下水道計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 2,014.5ha、計画処理人口162,700人（石神処理分区140.5haの追加）認可年度の延伸（H23. 3. 31まで）
19. 11	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（黒沢排水区の幹線ルート変更）
20. 7	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（石神処理分区の幹線の追加並びにルートの変更、石神第1、第2、第3排水区の幹線の追加並びにルートの変更、雨水排水区界並びに雨水放流量の変更）
23. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 2,105.5ha、計画処理人口186,110人（吉橋処理分区 91.0haの追加）認可年度の延伸（H28. 3. 31まで）
27. 10	流域関連公共下水道事業計画の変更（事業計画年度の延伸（H31. 3. 31まで））

(4) 公共下水道事業の状況

年 度		25	26	27
市 域 面 積		5,127 ha	5,139 ha	5,139 ha
整 備 面 積		1,856.21 ha	1,876.03 ha	1,895.21 ha
処 理 面 積		1,856.21 ha	1,876.03 ha	1,895.21 ha
処理人口 (A)		177,071 人	178,382 人	179,509 人
行政区域 内 人 口 (B)		193,332 人	194,438 人	195,371 人
普 及 率 (A/B)		91.6%	91.7%	91.9%
汚 水 量		20,784,624 m ³	20,851,186 m ³	20,959,863 m ³
有 収 水 量		17,278,720 m ³	17,096,210 m ³	17,156,839 m ³
下 施 水 道 設	ポンプ場	3	2	2
	管路延長	626,109 m	628,454 m	629,757 m
水 洗 化 戸 数		75,263 戸	76,500 戸	77,735 戸

(5) 印旛沼流域下水道

印旛沼流域の急激な市街化に対応し生活排水による公共用水域の汚濁を防止して、貴重な水資源の確保並びに生活環境の向上を図ることを目的に、流域関係13市町と千葉県の特設共同事業として、千葉県が事業主体となり、昭和43年度から建設が開始され、平成36年度完成を目標に鋭意、事業を推進中です。

・ 計画処理区域関連市町

八千代市、佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、千葉市、船橋市、鎌ヶ谷市及び習志野市の12市1町。

- ・ 排 水 面 積 27,391.4 ha
- ・ 計画処理人口 1,406,200人
- ・ 計画処理水量 819.25千m³/日（日最大）
- ・ 排 除 方 法 分流式
- ・ 計画管渠延長 217.6 km
- ・ 処 理 場 花見川終末処理場、花見川第二終末処理場
- ・ 中継ポンプ場 八千代ポンプ場ほか10か所
- ・ 事 業 費 3,870 億円
- ・ 供 用 開 始 昭和49年4月
- ・ 維持管理費
流域関係市町が、各汚水排水量に応じて千葉県へ負担金として納付
1 m³当たり55円

(6) 下水道使用料 (1月につき・税込み)

(平成27年7月1日改定)

用途	料金	基本料金	従量料金	
			排除汚水量	料金(1 m ³ につき)
一般用		615円60銭	10m ³ まで	34円56銭
			10m ³ を超え20m ³ まで	110円16銭
			20m ³ を超え30m ³ まで	143円64銭
			30m ³ を超え50m ³ まで	196円56銭
			50m ³ を超え100m ³ まで	265円68銭
			100m ³ を超えるとき	342円36銭
浴場営業用			1 m ³ につき	12円60銭

(7) 施設の概要

	所在地	敷地面積	供用開始年月日	揚水量
村上第2汚水中継ポンプ場	八千代市村上南3-10-1	2,981.7m ²	昭和51年4月	12.1m ³ /min
北部汚水中継ポンプ場	八千代市米本1359-3	2,946.8m ²	平成5年4月1日	6.9m ³ /min

(8) 下水道事業受益者負担金

負担金	八千代負担区 1 m ² 当たり 179 円 村上負担区 " 240 円 その他 " 308 円
賦課時期	当該年度の事業施工予定区域に対して、賦課対象区域公告後に賦課
納入方法	3年分割 年4回

(9) 水洗便所改造資金貸付制度

下水道法の規定による処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する者及び同法の規定による排水設備を設置する者に対して資金の貸し付けを行うため、昭和50年度に制度化しました。

- 貸付額及び償還

1くみ取り口につき30万円以内、36か月償還

- 利子

無利子

- 借受人の資格

市内に居住する者で市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納していない者で、1名の連帯保証人がある者。

- 連帯保証人の資格

原則として市内に居住する満20歳以上の者で、独立して生計を営んでいる者。